

## 監査公表第2号

### 監査結果に基づく措置について

令和6年1月16日付監査報告第13号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和7年5月8日

大牟田市監査委員 岡田和彦  
同 塩塚敏郎

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿  
同 塩塚 敏郎 殿

大牟田市長 関 好孝  
(企画総務部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 1 月 16 日付、監査報告第 13 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(企画総務部)

1 広告料収入 (公共施設マネジメント推進課)

公用車の広告料において、前年度からの継続契約分 4 件と令和 5 年 4 月 1 日契約分 1 件の調定を 4 月 17 日付で、5 月 1 日契約分の調定 3 件を 5 月 17 日付で行っていた。調定日は、原則、収入し得る権利の発生した日であるため、新規契約の場合は契約日、継続契約の場合は年度当初(4 月 1 日)で調定を行うことが適当である。

また、調定簿の収納年月日は、指定金融機関等での収納日と収入消込日が混在して記載されていた。

原則に沿った調定処理を行い、適正な事務の執行に努められたい。

2 自動車管理費 (公共施設マネジメント推進課)

令和 5 年 3 月 31 日の 16 時以降に給油したガソリン代の請求が、16 時以降の給油は翌日の事務処理になる旨の業者からの申し入れに基づき、令和 5 年 4 月分の請求書に含まれていた。支払い処理時の確認が不十分であったため、令和 5 年 3 月分のガソリン代を令和 5 年 4 月分として支払っていた。

出先機関への配置車分であったため、原課からは配置車給油管理表にて 3 月分の報告が提出されており、令和 5 年 4 月分の公共施設マネ

ジメント推進課作成の共用車給油管理表には給油日3月31日で記載されており、3月分が4月分の請求書に含まれていたことは承知していたにもかかわらず、支払い処理を行う総務課への連絡不足で会計年度を誤った支出となったもの。

地方自治法第208条に規定されている「会計年度独立の原則」に基づいた事務処理となるよう、再発防止策を講じられたい。

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

## 【措置の状況】

### 一般会計

#### (企画総務部)

#### 1 広告料収入 (公共施設マネジメント推進課)

公用車の広告料収入における調定日については、新規契約の場合は契約日、継続契約の場合は年度当初の4月1日を調定日とすることといたします。

次に、調定簿における収納年月日については、収入消込日をもって収納年月日とすることで統一しました。

今後は、決裁の各段階で十分な確認の徹底を行うことはもとより、毎月開催している担当会議の場で情報を共有することにより、適正な事務の執行に努めてまいります。

#### 2 自動車管理費 (公共施設マネジメント推進課)

給油代金の支払いについては、第一義的に、公共施設マネジメント推進課において、給油管理表と請求書の確認を行ったうえで、支払い処理を行う総務課においても、改めて当該確認を行うとともに、月遅れ請求がある場合については、その旨の情報共有を公共施設マネジメント推進課と総務課双方の間で確実にを行います。

今後は、上記内容を徹底し、支払い処理の誤りが無いように再発防止に努めてまいります。